

## 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8~2/7 実施分)」 【大企業向け】について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただける大企業の飲食事業者等に対し、新たに協力金を支給いたします。

### 1 支給額及び対象期間

一店舗あたり102万円

令和3年1月22日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合(17日間)

### 2 主な対象要件

- 「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の大企業※(みなし大企業含む)が運営する飲食店等
- 夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供は11時から19時までとすること
- 対象期間中、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
- 都内にある全ての直営店舗において要請に協力し、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行うこと
- 都内にある全ての直営店舗においてガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと

※ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業(小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人)に該当しない会社

※ みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること

### 3 申請受付

- 中小事業者を対象とした協力金とは、別途申請を受け付ける予定です。
- ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

### 4 問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにおいて対応いたします。(電話番号03-5388-0567 9時から19時まで毎日)